

(別紙1-12)

- 1 特定水産資源  
ぶり
- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
秋田県ぶり漁業
  - (1) 当該知事管理区分を構成する事項  
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
    - ア 水域  
イの対象とする漁業がぶりの採捕を行う水域
    - イ 対象とする漁業  
秋田県に住所又は主たる営業所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する全ての漁業
    - ウ 漁獲可能期間  
周年
  - (2) 漁獲量の管理の手法等  
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。  
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  
全量を秋田県ぶり漁業に配分する。
- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
- 5 その他資源管理に関する重要事項  
資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。